

国立研究開発法人国立環境研究所シニアスタッフ及びシニア研究員採用等規程

平成 18 年 4 月 1 日 平 18 規程第 7 号

平成 20 年 3 月 17 日 一部改正

平成 21 年 3 月 11 日 一部改正

平成 25 年 3 月 8 日 一部改正

平成 26 年 10 月 27 日 一部改正

平成 27 年 3 月 13 日 一部改正

平成 29 年 1 月 31 日 一部改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人国立環境研究所契約職員就業規則（平 18 規程第 4 号。以下「契約職員就業規則」という。）第 5 条第 2 項及び第 8 条の規定に基づき、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）のシニアスタッフ及びシニア研究員（以下「シニアスタッフ等」という。）の採用手続、雇用期間等に関し必要な事項を定めるものとする。

(シニアスタッフ採用方法)

第 2 条 理事長は、予算の状況及び必要な業務を考慮の上、国立研究開発法人国立環境研究所職員就業規則（平 18 規程第 2 号）第 12 条第 1 項の規定により定年退職する職員であつて、定年退職後直ちに研究所が提示する業務（当該業務に従事する場合の給与等の労働条件を含む。）に継続的に従事勤務することを希望する者をシニアスタッフとして再雇用する。ただし、理事長は、当該希望者が次の各号のいずれかに該当する場合は、再雇用しないことができる。

- 一 勤務実績が著しく不良で、かつ、改善の見込みがない場合
- 二 心身の故障のため職務の遂行に著しい支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 職員として必要な適格性を欠く場合
- 四 組織の改廃又は業務の縮小その他やむを得ない業務上の都合による場合
- 五 その他前各号に準ずる事由がある場合

(シニア研究員採用方法)

第 2 条の 2 シニア研究員の採用方法については、第 2 条の規定を準用する。この場合において、「研究所が提示する業務」とあるのは「研究所が提示する研究業務」と読み替える。

(労働条件の明示)

第 3 条 理事長は、シニアスタッフ等を採用する場合は、契約職員就業規則第 7 条各号に掲げる事項を記載した雇用契約書（別紙様式第 1）により、採用する者と雇用契約を締結する。

(労働条件の変更)

第4条 理事長は、シニアスタッフ等の俸給、業務内容、雇用契約期間、就業の場所、始業時刻及び終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休日労働の有無、休憩時間並びに休日の変更が業務上特に必要であると認める場合は、雇用変更契約書（別紙様式第2）により当該シニアスタッフ等と雇用変更契約を締結する。

(雇用期間)

第5条 シニアスタッフ等の雇用期間は、1事業年度内で雇用契約書に定める期間とし、当該雇用契約期間満了の際、理事長が必要と認める場合は、満65歳の誕生日の前日の属する事業年度を超えない範囲内で、雇用契約期間を更新することができるものとする。

(雇止めの予告)

第6条 理事長は、契約職員就業規則第8条第2項の雇止めの予告をシニアスタッフ等に対して行う場合は、雇止め予告通知書（別紙様式第3）により行うものとする。

(解雇予告)

第7条 理事長は、契約職員就業規則第13条第1項の解雇の予告をシニアスタッフ等に対して行う場合は、解雇予告通知書（別紙様式第4）により行うものとする。

(新たな外部研究資金への応募)

第8条 シニア研究員は、所属する研究センター長又は福島支部長が認めた場合、理事長の承認を経て、新たな外部研究資金への応募ができるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第5条の規定にかかわらず、生年月日が次表に定めるもののいずれかに該当する者の更新が可能な雇用契約期間の上限は、次表の各生年月日に対応する上限年齢の誕生日の前日の属する事業年度の末日までとする。

生年月日	上限年齢
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	満63歳
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日	満64歳

改正附則（平成 20 年 3 月 17 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則（平成 21 年 3 月 11 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則（平成 25 年 3 月 8 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則（平成 26 年 10 月 27 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則（平成 27 年 3 月 13 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則（平成 29 年 1 月 31 日）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

雇用契約書

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、国立研究開発法人国立環境研究所契約職員就業規則（以下「契約職員就業規則」という。）に基づき、下記のとおり雇用契約を締結する。

記

第 1 条 甲は、乙を契約職員として雇用する。

第 2 条 乙の雇用条件及び職務の内容は、次のとおりとする

契約職員の種類	シニアスタッフ又はシニア研究員
雇用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
就業の場所及び所属	〇〇県〇〇市〇〇 国立研究開発法人国立環境研究所
従事すべき業務	（ただし、記載された業務以外の業務を命じることがある。）
始業及び終業の時刻	始業 午前 時 分 終業 午後 時 分
所定労働時間を超える労働の有無	有（所定労働時間以外及び休日に労働を命ずる場合がある。） 又は 無
休憩時間	午後 0 時から午後 1 時までとする。ただし、業務上必要があるときは変更することがある。
休日	日曜日・土曜日、国民の祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日及びその他理事長が別に定める日とする。
休暇	契約職員就業規則に規定する年次有給休暇、特別休暇及び病気休暇とする。
給与及び賞与	国立研究開発法人国立環境研究所契約職員給与規程に基づき、給与及び賞与の種類は以下のとおりとする。また、給与の支給日は、賞与を除き、毎月初日から末日までの期間について翌月 16 日（16 日が休日の場合は、その前日又は翌日）とする。 1. 日 給： 円（定期昇給無し） 2. 通勤手当：契約職員給与規程による。 3. 賞 与：契約職員給与規程による（年 2 回（6 月及び 12 月））。 4. 超過勤務手当（正規の勤務時間以外の時間における労働に対して支払われる割増賃金）：契約職員給与規程に基づき、次のとおり支給する。

	<p>(1) 所定労働時間を超えて勤務した時間（所定休日に勤務した時間を含む。以下、この項において「所定外労働時間」という。）のうち、1箇月において60時間以内の時間（(2)に定める時間を除く。） 100分の125（深夜は100分の150）</p> <p>(2) (1)に定める時間内において所定休日に勤務した時間（前号に定めるものを除く。） 100分の135（深夜は100分の160）</p> <p>(3) 所定外労働時間が1箇月において60時間を超えたときは、その超えた時間 100分の150（深夜は100分の175）</p> <p>（※深夜とは、午後10時から午前5時までをいう。）</p> <p>5. 警戒区域等立入手当：契約職員給与規程による。</p> <p>6. 業務調整手当：日額 円（該当する場合のみ記載）</p>
退職及び解雇	<p>1 本契約の契約期間満了時に、更新があり得る 又は 更新しない更新があり得る場合においても、平成 年 月 日を超えての更新は行わない。</p> <p>2 雇用契約更新の判断基準は、次のとおりとする。 ①乙の従事している業務の進捗状況②乙の能力③乙の勤務成績④乙の勤務態度⑤乙の勤務しているユニット等の業務量⑥国立研究開発法人国立環境研究所の経営状況⑦その他諸事情</p> <p>3 退職手当 支給しない</p> <p>4 退職の事由及び手続 契約職員就業規則の定めるところによる</p>
安全及び衛生	労働安全衛生法及び契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
研修	契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
災害補償	労働基準法、労働者災害補償保険法、契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
表彰及び制裁	契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
相談窓口	雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口は、総務部人事課とする。
その他	社会保険については、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法及び介護保険法の定めるところによる。

第3条 契約締結日から雇用期間の開始日までの間に、乙が次のいずれかの事由に該当するときは、採用を取り消す場合がある。

- (1) 乙が刑法その他関係法令に違反する行為を行った場合
- (2) 乙が心身の故障のため、勤務に支障があると判断した場合
- (3) 乙が雇入れに必要な手続きを怠った場合
- (4) 乙が研究所に提出した書類に重大な偽りがあった場合
- (5) 採用条件として一定の資格が必要とされている場合において、乙が雇用期間の開始日までにその資格を取得できなかった場合

第 4 条 その他の勤務条件は、契約職員就業規則のほか、労働基準法その他関係法令等の定めるところによる。

平成 年 月 日

甲 国立研究開発法人国立環境研究所
理事長

□□ 印

乙

印

雇用契約書

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、国立研究開発法人国立環境研究所契約職員就業規則（以下「契約職員就業規則」という。）に基づき、下記のとおり雇用契約を締結する。

記

第 1 条 甲は、乙を契約職員として雇用する。

第 2 条 乙の雇用条件及び職務の内容は、次のとおりとする

契約職員の種類	シニアスタッフ又はシニア研究員
雇用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
就業の場所及び所属	〇〇県〇〇市〇〇 国立研究開発法人国立環境研究所
従事すべき業務	（ただし、記載された業務以外の業務を命じることがある。）
始業及び終業の時刻等	〇曜日 始業 午前 時 分 終業 午後 時 分 （ 時間 分勤務）
所定労働時間を超える労働の有無	有（所定労働時間以外及び休日に労働を命ずる場合がある。） 又は 無
休憩時間	午後 0 時から午後 1 時までとする。ただし、業務上必要があるときは変更することがある。
休日	日曜日・土曜日、国民の祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日及びその他理事長が別に定める日とする。
休暇	契約職員就業規則に規定する年次有給休暇及び特別休暇とする。
給与	国立研究開発法人国立環境研究所契約職員給与規程に基づき、給与及び賞与の種類は以下のとおりとする。また、給与の支給日は、賞与を除き、毎月初日から末日までの期間について翌月 16 日（16 日が休日の場合は、その前日又は翌日）とする。 1. 日 給： 円（定期昇給無し） 2. 通勤手当：契約職員給与規程による。 3. 賞 与：支給しない。 4. 超過勤務手当（正規の勤務時間以外の時間における労働に対して支払われる割増賃金）：契約職員給与規程に基づき、次のとおり支給する。 （1）所定労働時間を超えて勤務した時間（所定休日に勤務した時間

	<p>を含む。以下、この項において「所定外労働時間」という。)のうち、1箇月において60時間以内の時間((2)に定める時間を除く。)100分の125(深夜は100分の150)</p> <p>(2)(1)に定める時間内において所定休日に勤務した時間(前号に定めるものを除く。)100分の135(深夜は100分の160)</p> <p>(3)所定外労働時間が1箇月において60時間を超えたときは、その超えた時間100分の150(深夜は100分の175)</p> <p>(※深夜とは、午後10時から午前5時までをいう。)</p> <p>5. 警戒区域等立入手当：契約職員給与規程による。</p> <p>6. 業務調整手当：日額 円(該当する場合のみ記載)</p>
退職及び解雇	<p>1 本契約の契約期間満了時に、更新があり得る 又は 更新しない更新があり得る場合においても、平成 年 月 日を超えての更新は行わない。</p> <p>2 雇用契約更新の判断基準は、次のとおりとする。 ①乙の従事している業務の進捗状況②乙の能力③乙の勤務成績④乙の勤務態度⑤乙の勤務しているユニット等の業務量⑥国立研究開発法人国立環境研究所の経営状況⑦その他諸事情</p> <p>3 退職手当 支給しない</p> <p>4 退職の事由及び手続 契約職員就業規則の定めるところによる</p>
安全及び衛生	労働安全衛生法及び契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
研修	契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
災害補償	労働基準法、労働者災害補償保険法、契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
表彰及び制裁	契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
相談窓口	雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口は、総務部人事課とする。
その他	社会保険については、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法及び介護保険法の定めるところによる。(該当する場合のみ記載)

第3条 契約締結日から雇用期間の開始日までの間に、乙が次のいずれかの事由に該当するときは、採用を取り消す場合がある。

- (1) 乙が刑法その他関係法令に違反する行為を行った場合
- (2) 乙が心身の故障のため、勤務に支障があると判断した場合
- (3) 乙が雇入れに必要な手続きを怠った場合
- (4) 乙が研究所に提出した書類に重大な偽りがあった場合
- (5) 採用条件として一定の資格が必要とされている場合において、乙が雇用期間の開始日までにその資格を取得できなかった場合

第4条 その他の勤務条件は、契約職員就業規則のほか、労働基準法その他関係法令等の

定めるところによる。

平成 年 月 日

甲 国立研究開発法人国立環境研究所
理事長

□□ ⑩

乙

⑩

雇用変更契約書

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、国立研究開発法人国立環境研究所契約職員就業規則（以下「契約職員就業規則」という。）に基づき、下記のとおり雇用変更契約を締結する。

記

第 1 条 乙の雇用条件及び職務の内容は、次のとおりとする

契約職員の種類	シニアスタッフ又はシニア研究員
雇用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
就業の場所及び所属	〇〇県〇〇市〇〇 国立研究開発法人国立環境研究所
従事すべき業務	（ただし、記載された業務以外の業務を命じることがある。）
始業及び終業の時刻	始業 午前 時 分 終業 午後 時 分
所定労働時間を超える労働の有無	有（所定労働時間以外及び休日に労働を命ずる場合がある。） 又は 無
休憩時間	午後 0 時から午後 1 時までとする。ただし、業務上必要があるときは変更することがある。
休日	日曜日・土曜日、国民の祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日及びその他理事長が別に定める日とする。
休暇	契約職員就業規則に規定する年次有給休暇、特別休暇及び病気休暇とする。
給与及び賞与	国立研究開発法人国立環境研究所契約職員給与規程に基づき、給与及び賞与の種類は以下のとおりとする。また、給与の支給日は、賞与を除き、毎月初日から末日までの期間について翌月 16 日（16 日が休日の場合は、その前日又は翌日）とする。 1. 日 給： 円（定期昇給無し） 2. 通勤手当：契約職員給与規程による。 3. 賞 与：契約職員給与規程による（年 2 回（6 月及び 12 月））。 4. 超過勤務手当（正規の勤務時間以外の時間における労働に対して支払われる割増賃金）：契約職員給与規程に基づき、次のとおり支給する。 (1) 所定労働時間を超えて勤務した時間（所定休日に勤務した時間

	<p>を含む。以下、この項において「所定外労働時間」という。)のうち、1箇月において60時間以内の時間((2)に定める時間を除く。)100分の125(深夜は100分の150)</p> <p>(2)(1)に定める時間内において所定休日に勤務した時間(前号に定めるものを除く。)100分の135(深夜は100分の160)</p> <p>(3)所定外労働時間が1箇月において60時間を超えたときは、その超えた時間100分の150(深夜は100分の175)</p> <p>(※深夜とは、午後10時から午前5時までをいう。)</p> <p>5. 警戒区域等立入手当：契約職員給与規程による。</p> <p>6. 業務調整手当：日額 円(該当する場合のみ記載)</p>
退職及び解雇	<p>1 本契約の契約期間満了時に、更新があり得る又は更新しない更新があり得る場合においても、平成 年 月 日を超えての更新は行わない。</p> <p>2 雇用契約更新の判断基準は、次のとおりとする。 ①乙の従事している業務の進捗状況②乙の能力③乙の勤務成績④乙の勤務態度⑤乙の勤務しているユニット等の業務量⑥国立研究開発法人国立環境研究所の経営状況⑦その他諸事情</p> <p>3 退職手当 支給しない</p> <p>4 退職の事由及び手続 契約職員就業規則の定めるところによる</p>
安全及び衛生	労働安全衛生法及び契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
研修	契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
災害補償	労働基準法、労働者災害補償保険法、契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
表彰及び制裁	契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
相談窓口	雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口は、総務部人事課とする。
その他	社会保険については、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法及び介護保険法の定めるところによる。

第2条 その他の勤務条件は、契約職員就業規則のほか、労働基準法その他関係法令等の定めるところによる。

平成 年 月 日

甲 国立研究開発法人国立環境研究所
理事長

印

乙

印

雇用変更契約書

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、国立研究開発法人国立環境研究所契約職員就業規則（以下「契約職員就業規則」という。）に基づき、下記のとおり雇用変更契約を締結する。

記

第1条 乙の雇用条件及び職務の内容は、次のとおりとする。

契約職員の種類	シニアスタッフ又はシニア研究員
雇用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
就業の場所及び所属	〇〇県〇〇市〇〇 国立研究開発法人国立環境研究所
従事すべき業務	（ただし、記載された業務以外の業務を命じることがある。）
始業及び終業の時刻等	〇曜日 始業 午前 時 分 終業 午後 時 分（ 時間 分勤務）
所定労働時間を超える労働の有無	有（所定労働時間以外及び休日に労働を命ずる場合がある。） 又は 無
休憩時間	午後 0 時から午後 1 時までとする。ただし、業務上必要があるときは変更することがある。
休日	日曜日・土曜日、国民の祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日及びその他理事長が別に定める日とする。
休暇	契約職員就業規則に規定する年次有給休暇及び特別休暇とする。
給与	国立研究開発法人国立環境研究所契約職員給与規程に基づき、給与及び賞与の種類は以下のとおりとする。また、給与の支給日は、賞与を除き、毎月初日から末日までの期間について翌月 16 日（16 日が休日の場合は、その前日又は翌日）とする。 1. 日 給： 円（定期昇給無し） 2. 通勤手当：契約職員給与規程による。 3. 賞 与：支給しない。 4. 超過勤務手当（正規の勤務時間以外の時間における労働に対して支払われる割増賃金）：契約職員給与規程に基づき、次のとおり支給する。 (1) 所定労働時間を超えて勤務した時間（所定休日に勤務した時間を含む。以下、この項において「所定外労働時間」という。）のうち、1

	<p>箇月において 60 時間以内の時間（(2) に定める時間を除く。） 100 分の 125（深夜は 100 分の 150）</p> <p>(2) (1) に定める時間内において所定休日に勤務した時間（前号に定めるものを除く。） 100 分の 135（深夜は 100 分の 160）</p> <p>(3) 所定外労働時間が 1 箇月において 60 時間を超えたときは、その超えた時間 100 分の 150（深夜は 100 分の 175）</p> <p>（※深夜とは、午後 10 時から午前 5 時までをいう。）</p> <p>5. 警戒区域等立入手当：契約職員給与規程による。</p> <p>6. 業務調整手当：日額 円（該当する場合のみ記載）</p>
退職及び解雇	<p>1 本契約の契約期間満了時に、更新があり得る 又は 更新しない更新があり得る場合においても、平成 年 月 日を超えての更新は行わない。</p> <p>2 雇用契約更新の判断基準は、次のとおりとする。</p> <p>①乙の従事している業務の進捗状況②乙の能力③乙の勤務成績④乙の勤務態度⑤乙の勤務しているユニット等の業務量⑥国立研究開発法人国立環境研究所の経営状況⑦その他諸事情</p> <p>3 退職手当 支給しない</p> <p>4 退職の事由及び手続 契約職員就業規則の定めるところによる</p>
安全及び衛生	労働安全衛生法及び契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
研修	契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
災害補償	労働基準法、労働者災害補償保険法、契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
表彰及び制裁	契約職員就業規則その他関係規程の定めるところによる。
相談窓口	雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口は、総務部人事課とする。
その他	社会保険については、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法及び介護保険法の定めるところによる。（該当する場合のみ記載）

第 2 条 その他の勤務条件は、契約職員就業規則のほか、労働基準法その他関係法令等の定めるところによる。

平成 年 月 日

甲 国立研究開発法人国立環境研究所

理事長 □

□□ ㊟

乙

㊟

平成 年 月 日

雇止め予告通知書

殿

国立研究開発法人国立環境研究所
理事長

印

この度、当所は平成 年 月 日を持って終了する貴殿との雇用契約を更新しないことと決定しましたので、国立研究開発法人国立環境研究所契約職員就業規則第 8 条第 2 項の規定に基づき、ここに通知いたします。

以 上

平成 年 月 日

解雇予告通知書

殿

国立研究開発法人国立環境研究所
理事長

印

この度、当所は国立研究開発法人国立環境研究所契約職員就業規則第 11 条第 号の規定により、貴殿を解雇することと決定しましたので、ここに通知いたします。解雇日は、平成 年 月 日といたします。

本通知は、労働基準法第 20 条に基づく解雇通知です（解雇予告手当は、貴殿の指定銀行の口座に平成 年 月 日に振り込みます。）。

なお、解雇日までは従前どおり就業してください。

以 上